

告示第 3 6 6 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 因島モール
所在地 尾道市因島田熊町字扇新開 1 1 4 1 番 1 外
- 2 変更した事項
別紙のとおり
- 3 届出年月日
令和 6 年 1 2 月 2 4 日
- 4 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号）
尾道市因島総合支所しまおこし課（尾道市因島土生町 7 番地 4）
- 5 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
令和 6 年 1 2 月 2 7 日から令和 7 年 4 月 2 8 日まで。ただし、尾道市の休日
を定める条例（平成元年条例第 3 4 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 6 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者が
その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する
者は、この公告の日から 4 か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出する
ことができる。
 - (1) 提出期限
令和 7 年 4 月 2 8 日
 - (2) 提出先
尾道市役所産業部商工課

(別紙)

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	
株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 哲士	広島県福山市多治米町六丁目 3 番 5 号	

(変更後)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	
株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 真之	広島県福山市多治米町六丁目 3 番 5 号	令和 5 年 8 月 31 日 代表者変更

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	
株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 哲士	広島県福山市多治米町六丁目 3 番 5 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	平成 28 年 2 月 29 日 退店

(変更後)

名 称	代表者名	住 所	変更年月日 変更理由
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号	
株式会社ユーホー	代表取締役 佐藤 真之	広島県福山市多治米町六丁目 3 番 5 号	令和 5 年 8 月 31 日 代表者変更
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	平成 30 年 3 月 1 日 代表者変更
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号	令和元年 7 月 31 日 代表者変更
因島薬品株式会社	代表取締役 小森山 雅士	広島県尾道市因島田熊町 1099 番地	平成 27 年 6 月 1 日 入店